

平成 25 年 11 月 22 日

指定福祉用具貸与事業所	管理者	様
指定介護予防福祉用具貸与事業所	管理者	様
指定特定福祉用具販売事業所	管理者	様
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	管理者	様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画について（通知）

日頃は、本市介護保険行政の円滑な推進に格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきましては、平成 24 年 4 月に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等が改正され、別紙のとおり福祉用具貸与・特定福祉用具販売（いずれも介護予防含む）について、福祉用具専門相談員が利用者毎に「福祉用具貸与計画」または「特定福祉用具販売計画」（以下「福祉用具サービス計画」という。）を作成することが義務付けられたところです。

なお、平成 24 年 3 月 31 日までに指定を受けていた福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所については、平成 25 年 3 月 31 日までに当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成すればよいとする経過措置が設けられておりました。

上記経過措置の終了に伴い、事業所の皆様におかれましては、既に「福祉用具サービス計画」を作成し適正に運営がされていることと存じますが、「別紙」を参考に改めて遺漏のないように周知を行いますのでよろしくお願ひします。

担当：介護保険課指導係 052 - 972 - 3087